

## 意見公募要領

### 1 意見募集対象

- (1) 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案（別紙1）
- (2) 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案（別紙2）

### 2 意見募集の趣旨・目的・背景

総務省は、民間AMラジオ放送事業者が、経営判断として基幹放送局（親局）のAM放送（中波放送）からFM放送（超短波放送）への変更（以下「FM転換」という。）及びFM転換を伴わないAM放送を行う基幹放送局（中継局）の廃止（以下「AM局廃止」という。）を検討するに当たって、その社会的影響、特に聴取者への影響を最小限にする観点から、それらの課題を検証するための取組を令和5年11月の再免許時から開始することとしています。

このFM転換及びAM局廃止に当たっては、AM局の放送区域をカバーするためにFM中継局（以下「補完中継局」という。）を開設する場面が想定されますが、補完中継局の開設目的は難聴対策及び災害対策に限定されており、これらの開設目的に合致しない場合は放送区域のカバーに必要な補完中継局を開設できません。

今般、この状況を踏まえ、補完中継局の開設目的にAM局の放送区域をカバーすること（放送確保対策）を追加する変更等を行うため、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案等を作成したので、当該告示案等に対して広く一般の意見を募集します。

### 3 資料入手方法

総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。また、総務省情報流通行政局放送技術課（総務省11階）において閲覧に供するとともに配布します。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名、住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名、住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

電子政府の総合窓口[e-Gov] (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : fm-tenkan\_atmark\_ml.soumu.go.jp

総務省 情報流通行政局 放送技術課 宛て

※スパムメール防止のため、アットマークを「\_atmark\_」としています。送信の際には修正していただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、極力、(1)の電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用してください。

※極力、メールに直接意見を書き込んでください。添付ファイルを送付する場合、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください。他のファイル形式とする場合は、担当へ問い合わせてください。

※電子メールの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省 情報流通行政局 放送技術課 宛て

別途、意見の内容を保存したディスクを添えた提出をお願いする場合があります。その場合、次の条件を参照ください。

○ディスクの種類 : CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル (他のファイル形式とする場合には、事前に担当者にお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。なお、送付があったディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

**5 意見提出期間**

令和5年2月14日(火)から令和5年3月15日(水)まで(必着)

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

## 6 留意事項

- ・ 意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象の該当箇所（ページ番号、条項番号等）を記載してください。
- ・ 提出された意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省情報流通行政局放送技術課において閲覧に供するとともに配布します。
- ・ 記入された氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号及び電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望する場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 意見提出期間の終了後に提出された意見及び意見募集対象以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき又はその他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 連絡先窓口

### 【告示案等の技術に関することについて】

情報流通行政局 放送技術課

担 当：西森課長補佐、塚田係長、宮地官

電 話：03-5253-5786

### 【告示案等の技術以外に関することについて】

情報流通行政局 地上放送課

担 当：澤谷課長補佐、樋口主査、倉楠官

電 話：03-5253-5791

**【両課共通】**

Email: fm-tenkan\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※スパムメール防止のため、アットマークを「\_atmark\_」としています。送信の際には修正していただきますようお願いします。

## 意見書

令和 年 月 日

総務省情報流通行政局  
放送技術課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。

## 別紙様式

※該当箇所（告示・訓令名、ページ番号、条項番号）を必ず明記してください。（赤字は記載例）

告示・訓令名	ページ番号	条項番号	御意見
基幹放送 用周波数 使用計画	2 ページ	第 1 5	
電波法関 係審査基 準	2 ページ	別紙 1 第 2 2(7)(オ)	